

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱

平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2774 号農林水産事務次官依命通知
令和 6 年 4 月 1 日付け 5 農振第 2632 号農林水産事務次官依命通知最終改正

各地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長

} 殿

農林水産事務次官

第 1 趣旨

国営土地改良事業によりこれまでに造成されたダム、頭首工、用排水機場、用排水路等の農業水利施設は、国民への安定的な食料供給基盤となる社会資本ストックを形成してきたところである。

こうした農業水利施設は、今後、その多くが順次更新時期を迎えることになるため、その機能の適切な維持と次世代への承継が重要な課題となっており、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理を実現することが国民経済的視点から不可欠となっている。

このため、施設の劣化状況等を調べる機能診断（耐震診断を含む。以下同じ。）を行い、当該機能診断に基づき施設の機能を保全するために必要な対策方法等を定めた計画（以下「機能保全計画」という。）の策定等を行うとともに、施設の診断、劣化予測、評価手法の技術向上及び対策工法の有効性や耐久性の検証など、機能の適切な保全に必要となる技術を現地での実践を通して向上させ、ストックマネジメント技術の高度化を図る必要がある。

また、国営造成施設の機能保全を図る上で、国有財産としての適切な権利の設定等を進める必要がある。

このことから、国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業（以下「本事業」という。）を実施し、もって施設の機能の適切な保全に資することとする。

第 2 事業の内容

- 1 本事業は、国営土地改良事業により造成されたダム、頭首工、用排水機場、用排水路等の農業水利施設を対象とし、次に掲げる事業から構成されるものとする。なお、（４）の事業については、技術の開発及び普及の状況等を踏まえて、５年後に見直しを行うこととする。

- (1) 機能保全計画策定事業
- (2) 技術高度化事業
- (3) 権利設定等事業
- (4) 管理水準向上事業

- 2 機能保全計画策定事業は、施設を管理する者（以下「施設管理者」という。）と調整を図りつつ、次に掲げる事項を行うものとする。

なお、国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年 7 月 7 日付け元構改 D 第 532 号農林水産事務次官依命通知）第 3 の規定により策定される広域基盤整備計画（以下「広域計画」

という。)の対象施設については、原則として、機能保全計画を策定しないものとする。ただし、広域計画の決定(変更の決定を含む。)前に必要な機能保全対策工事を行う必要がある場合については、この限りではない。

(1) 機能保全計画の策定等

- ア 施設の現況調査
- イ 施設の機能診断
- ウ 構造物の監視
- エ 機能保全計画の策定

(2) 施設管理者に対する指導・助言

3 技術高度化事業は、施設管理者と調整を図りつつ、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 破損事故等の要因調査
- (2) 診断技術の適用と評価
- (3) 対策工法の適用と評価
- (4) リスク評価の実証調査

4 権利設定等事業は、水利施設等保全高度化事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知)等に基づき行う国営造成施設の機能保全計画に基づく対策工事に関し、国営造成施設の保全に係る権利の設定等に関する対策を講ずることとする。

5 管理水準向上事業は、国営造成施設の管理者に対して、最新の技術的な知見等を踏まえた管理の効率化・高度化のための技術的支援を行うものとする。

第3 事業実施主体

本事業は、地方農政局長等(北海道にあつては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。)が実施するものとする。

第4 事業に要する経費

本事業に要する経費は、全額国庫負担とする。

第5 報告

1 機能保全計画策定事業

- (1) 地方農政局長等は、事業の実施結果を農林水産省農村振興局長(以下「農村振興局長」という。)に報告するものとする。
- (2) 地方農政局長等は、機能保全計画を策定したときは、事業を実施した施設の施設管理者から、当該施設の機能保全計画に基づく対策工事の実施方針を示した機能保全実施方針の報告を受けるものとする。
- (3) 地方農政局長等は、(2)により施設管理者から報告を受けたときは、農村振興局長にその旨を報告するものとする。

2 技術高度化事業

地方農政局長等は、事業の実施結果を農村振興局長に報告するものとする。

3 権利設定等事業

地方農政局長等は、事業の実施結果を農村振興局長に報告するものとする。

4 管理水準向上事業

地方農政局長等は、事業の実施結果を農村振興局長に報告するものとする。

第6 委任

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に農村振興局長が定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱の一部改正について(令和2年4月1日付け元農振第3409号農林水産事務次官依命通知)による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和6年4月1日から施行する。